

独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・
郵便局ネットワーク支援機構に関する省令
(平成 19 年総務省令第 98 号) 第 17 条の規定に基づく公表事項

(平成 30 事業年度 郵便貯金管理業務関係)

(平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日)

令和元年9月

パーセント表示の計数は、単位未満を四捨五入し、それ以外の計数は、原則として単位未満を切り捨てて表示しています。これにより、合計が合わないことがあります。

独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令第17条第1項第1号に規定する「機構の行う郵便貯金管理業務の状況を示す指標」

イ 郵便貯金残高

(単位：億円、%)

区 分	平成30年度末	
	残高	構成比
通常郵便貯金	12,524	100.00
積立郵便貯金	—	—
定額郵便貯金	—	—
うち財形定額郵便貯金	—	—
定期郵便貯金	—	—
住宅積立郵便貯金	—	—
教育積立郵便貯金	—	—
合 計	12,524	100.00

注1：当機構に承継された郵便貯金に係る残高であり、未払郵便貯金利子を含んでいません。

注2：通常郵便貯金は、定額郵便貯金、定期郵便貯金、積立郵便貯金等が満期となり、通常郵便貯金となったもの及び軍事郵便貯金等です。

ロ 貸付金残高

(単位：億円、%)

区 分	平成30年度末	
	残高	構成比
預金者貸付	—	—
地方公共団体貸付	6,406	100.00
合 計	6,406	100.00

注：預金者貸付は平成29年9月末をもって取扱いを終了しております。

ハ 定期性貯金の平均残高

定期性郵便貯金は全て満期となっており、通常郵便貯金となっています。

二 定期性貯金（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第102号）附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第2条第1号の規定による廃止前の郵便貯金法（昭和22年法律第144号）第7条第1項第3号に規定する定額郵便貯金を除く。）の残存期間別の残高

定期性郵便貯金は全て満期となっており、通常郵便貯金となっています。

ホ 定期性貯金の預入期間別の残高

定期性郵便貯金は全て満期となっており、通常郵便貯金となっています。

へ 貸付金の平均残高

ト 貸付金の運用利回り

(単位：百万円、%)

区 分	平成30年度	
	平均残高	運用利回り
貸 付 金	681,263	0.40
預金者貸付	—	—
地方公共団体貸付	681,263	0.40

注：預金者貸付は平成29年9月末をもって取扱いを終了しております。

チ 貸付金利息

(単位：百万円)

区 分	平成30年度
貸付金利息	2,721
預金者貸付利子	—
地方公共団体貸付利息	2,721

注：預金者貸付は平成29年9月末をもって取扱いを終了しております。

リ 預金者貸付及び地方公共団体貸付の区分ごとの貸付金の残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分	平成30年度末		
	預金者貸付	地方公共 団体貸付	合 計
1年以内	—	53,558	53,558
1年超3年以内	—	19,989	19,989
3年超5年以内	—	204,000	204,000
5年超7年以内	—	298,474	298,474
7年超10年以内	—	63,923	63,923
10年超	—	730	730
合 計	—	640,676	640,676

注：預金者貸付は平成29年9月末をもって取扱いを終了しております。

又 地方公共団体貸付の対象別（総務大臣が通知する対象の区分をいう。）及び都道府県別の貸付金残高

■ 地方公共団体貸付の対象別貸付金残高

（単位：億円、％）

対象別	平成30年度末	
	貸付金残高	構成比
生活関連分野	60	0.9
住宅	—	—
生活環境整備	45	0.7
厚生福祉	0	0.0
文教	0	0.0
農林漁業	14	0.2
基盤整備分野	804	12.6
国土保全・災害復旧	108	1.7
道路	648	10.1
運輸・通信	47	0.7
地域開発	—	—
産業・技術	—	—
その他	5,542	86.5
減税補てん債	1,049	16.4
臨時財政対策債	4,492	70.1
合計	6,406	100.0

■ 地方公共団体貸付の都道府県別貸付金残高

(単位：億円、団体)

都道府県	平成30年度末	
	貸付金残高	貸付団体数
北海道	186	177
青森	117	42
岩手	36	35
宮城	37	35
秋田	71	22
山形	100	36
福島	252	56
茨城	7	20
栃木	18	12
群馬	10	18
埼玉	18	26
千葉	223	54
神奈川県	415	32
山梨	62	27
東京都	305	55
新潟	25	18
長野	104	65
富山	51	16
石川	15	17
福井	178	19
岐阜	15	13
静岡県	24	23
愛知県	373	50
三重	64	29
滋賀	18	13
京都	39	26
大阪	504	46
兵庫	631	42
奈良	41	38
和歌山	13	15
鳥取	70	21
島根	309	21
岡山	69	28
広島	101	16
山口	206	18
徳島	126	19
香川	100	17
愛媛	21	12
高知	190	35
福岡	184	62
佐賀	280	21
長崎	69	23
熊本	254	47
大分	41	20
宮崎	86	28
鹿児島	178	42
沖縄	147	35
合計	6,406	1,542

独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令第 17 条第 1 項第 2 号に規定する「郵便貯金資産（独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成 17 年法律第 101 号）第 10 条に規定する郵便貯金資産をいう。）の運用の安全性に関する事項として同法第 28 条第 1 項第 3 号に掲げる方法により郵便貯金資産を運用するときに徴する担保の評価額」

（単位：億円）

区 分	平成 30 年度末
国 債	6, 8 8 7
地 方 債	—
政府保証債	—
合 計	6, 8 8 7

注 1：当機構が旧日本郵政公社から承継した郵便貯金に係る資産は、株式会社ゆうちょ銀行への預金（特別貯金）として扱っています。この特別貯金に対しては、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成 17 年法律第 101 号）第 28 条第 2 項の規定に基づき、株式会社ゆうちょ銀行から担保を徴しているものです。

注 2：担保として徴することができるものは、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令（平成 19 年総務省令第 98 号）第 36 条の規定に基づき、国債、地方債又は政府保証債に限られています。

注 3：担保の評価額は、決算日における時価評価額です。